

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 8 5 号	三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	三田市民病院の診療科目を兵庫県及び近畿厚生局に届け出ている標榜診療科目に合わせるに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【改正趣旨】</b>  三田市民病院が、兵庫県及び近畿厚生局に届出を行っている標榜診療科目に合わせて、当該条例の記載を追加しようとするもの</p> <p><b>【関係法令】</b>  医療法第 7 条の 2、医療法施行令第 4 条第 1 項、医療法施行規則第 1 条の 1 4</p> <p><b>【内容】</b>  診療科目の追加【第 3 条第 2 項関係】  2 診療科目は次のとおりとする。  (1)内科、(2)消化器内科、(3)循環器内科、(4)腎臓内科、(5)小児科、(6)外科、(7)消化器外科、(8)整形外科、(9)形成外科、(10)脳神経外科、(11)皮膚科、(12)泌尿器科、(13)産婦人科、(14)眼科、(15)耳鼻いんこう科、(16)リハビリテーション科、(17)放射線科、(18)麻酔科、<u>(19)病理診断科</u></p> <p><b>【施行期日】</b>  公布日</p>	